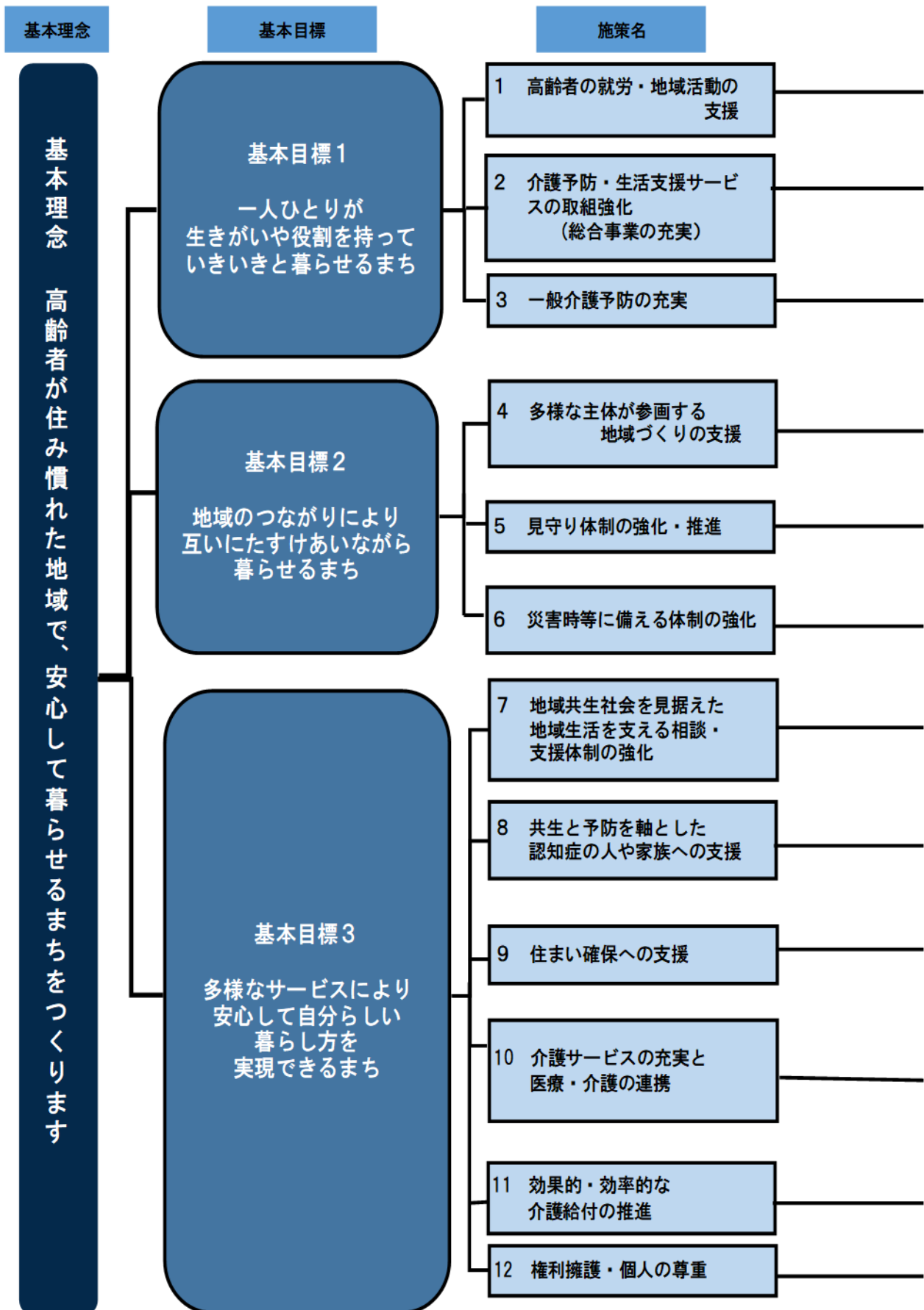


## 第4章 高齢者福祉施策の展開

# 1 第8期計画の体系図



## 施策の方向性

○高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます  
○関係機関との連携を強化し各々の強みを生かす取組を進めます

○介護予防・生活支援サービス事業による自立支援をめざします

○介護予防事業の効果的実施を推進します  
○フレイル予防の拡充を図ります  
○多種多様な通いの場の創出(普及・啓発)を進めます

○地域支え合い推進事業(生活支援体制整備事業)の充実を図ります  
○コーディネーターの機能・連携強化を図ります  
○高齢者を中心にした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します

○見守り事業の充実を図ります  
○多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます  
○ひとり暮らし高齢者の孤立化防止を進めます

○平常時から災害時・緊急時を想定し、健康面の危機管理に配慮する視点も持ちながら備える体制づくりを進めます  
○関係機関との連携を進めます

○地域包括支援センターの機能強化を推進します  
○地域ケア会議を推進します  
○介護保険の持続可能性を踏まえデータの利活用に基づく事業の推進を図ります  
○高齢者の地域での在宅生活を支えます

○認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます  
○早期診断・早期対応のための体制整備を推進します  
○若年性認知症施策を強化します

○高齢者の住まいの確保について支援を進めます

○多様な介護サービス基盤を整備します  
○業務の効率化・介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を進めます  
○自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします  
○医療と介護の連携を推進します  
○仕事と介護の両立支援に取り組みます

○適切かつ公平な要介護認定に向けた取組を進めます  
○自立支援に資するケアマネジメント力を強化します  
○介護報酬請求等の点検を通じ、介護事業所の健全な運営を支援します

○成年後見制度等の周知・利用促進に努めます  
○高齢者の尊厳ある生活を支援します

# 2 高齢者施策の展開

## 《 施策ページの見方について 》

各施策のページは次のような構成になっています。

◆施策名：  
基本目標をどのような手段で達成していくかを示しました

◆現状と課題：  
施策を取りまく現状、区の実情及び課題について整理し、まとめました

◆施策の方向性：  
施策に取り組むにあたっての具体的な方向性を示しました

◆施策を支える事業・取組：  
「施策の方向性」の実現のため実施する各事業について、第8期において実施する具体的な取組内容・方針等を記載しました。  
また、令和元年度末時点の事業実績数字も記載しました。  
各事業のうち、年度ごとの取組内容を示すべきと思われるものについては、年度ごとの取組内容を記載しました

**基本目標 1**  
一人ひとりが生きがいや役割を持っていきいきと暮らせるまち。

**施策名 1**  
**高齢者の就労・地域活動の支援**

現状と課題

- 現在、65歳以上の高齢者の8割以上が要支援・要介護認定を受けていない、元気な高齢者です。そのうち就労をしている人は3割近くおり、60代に限ると4割以上の方が就労しています。
- 一方で、趣味やスポーツ関係のグループも含め、自治会・町会や介護予防の通いの場等の地域活動に参加していない人は6割にのぼり、その主な理由は、「持たない」が最多の2割、そのあとに「時間がない」「きつくない」「関心がない」と続きます。
- 令和3年4月施行の改正高齢者雇用安定法により、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を回っていくことが求められています。

施策の方向性

- **高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます** ●
  - 就労支援のあり方について、高齢者の方が働きやすくなるよう、体制づくりをすすめるために、区内の高齢者就労支援事業に係る関係機関の役割を明確化し、高齢者の多様な就労希望に沿ったマッチングを進めていきます。
  - 介護分野等へ高齢者の更なる就労促進を進めるため、これらの仕事へのハードルを下げるための工夫とすみやかに就労へ結びつける仕組みづくりを進めます。
- **関係機関との連携を強化し各々の強みを生かす取組を進めます** ●
  - 高齢者等就労・社会参加支援センター（大田区いきいきしごとステーション）、シルバー人材センター、シニアステーション桜谷（就労支援事業）、シニアクラブなど、就労や社会参加の機会を提供する多様な機関が連携強化を進めることにより、高齢者が知識や経験、技術や能力を活かして就労や地域のさまざまな活動に参加できるような情報提供やきょうけつづくり、社会参加の機会拡大を図り、多くの高齢者が社会や地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進します。

施策を支える事業・取組

(1) 高齢者等就労・社会参加支援センター（大田区いきいきしごとステーション）の充実 (高齢福祉課・福祉管理課)

- ・高齢者等就労・社会参加支援センター（大田区いきいきしごとステーション）への運営費補助を通じ、高齢者が就労や地域のさまざまな活動に参加できるような情報提供やきょうけつづくりをすすめます。
- ・概ね55歳以上のプレシニアの方を対象に、就労（無料職業紹介）や社会参加活動など、多様な活動を支援していきます。
- ・求職者数 2,140人 就業者数 168人 社会活動相談 419人
- 求人開拓件数 2,642件 (令和元年度)

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | ・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施。<br>・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により高齢者の就職活動を支援し、就業者数の増えをめざす |
| 令和4年度 | ・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施。<br>・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により高齢者の就職活動を支援し、就業者数の増えをめざす |
| 令和5年度 | ・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施。<br>・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により高齢者の就職活動を支援し、就業者数の増えをめざす |

(2) シニアクラブの活性化 (高齢福祉課)

- ・シニアクラブへの運営費の補助等を通じ、ボランティア活動や健康の増進等、生きがいのある生活を実現し、高齢者の社会参加と地域の活性化を促進します。
- ・クラブ数 158（休会1含む） ・会員数 15,603人 (令和元年度)

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | ・連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化。<br>・クラブ活動の広報等の強化等による会員数の増加の支援。                    |
| 令和4年度 | ・連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化。<br>・クラブ活動の広報等の強化等による会員数の増加の支援。<br>・シニアクラブの平引きの改訂。 |
| 令和5年度 | ・連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化。   |

(3) シルバー人材センターへの支援 (高齢福祉課)

- ・公益社団法人大田区シルバー人材センターへの運営費の補助等を通じ、自らの能力や経験を活かして働きたい高齢者や、短時間労働を希望する高齢者が働く機会を確保するとともに、高齢者の地域社会への貢献をすすめます。
- ・会員数 3,114人 就業率 62.91% 受託件数 18,201件 (令和元年度)

(4) シニアステーション桜谷（就労支援事業） (高齢福祉課)

- ・シニアステーション桜谷のプレシニア（55歳以上の中高年者）に対する就労支援事業等の実施を通じて、高齢者が働く機会や社会参加の機会を拡大していきます。また、必要に応じて就労前・後の伴走型のサポートによる支援などきめ細かな支援を実施します。
- ・相談件数 157件 (令和元年度)

## 基本目標 1

一人ひとりが生きがいや役割を持っていきいきと  
暮らせるまち

施策名

1

### 高齢者の就労・地域活動の支援

#### 現状と課題

- 現在、65歳以上の高齢者の8割以上が要支援・要介護認定を受けていない、元気な高齢者です。そのうち就労をしている人は3割近くおり、60代に限ると4割以上の方が就労しています。（「令和元年度高齢者等実態調査」より。以下、この章において「実態調査」という。）
- 一方で、趣味やスポーツ関係のグループも含め、自治会・町会や介護予防の通いの場等の地域活動に参加していない人は6割にのぼり、その主な理由は、「特にない」が最多の2割、そのあとに「時間がない」「きっかけがない」「関心がない」と続きます。
- 高齢者は、今後の社会や地域の貴重な支え手でもあります。高齢者が自らの能力や経験を活かし、自らのライフスタイルや希望に合った働き方や活動により、意欲をもって地域で活躍できるよう環境を整えることは、地域にとっても大変有益な取組です。
- 令和3年4月には改正高齢者雇用安定法が施行され、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図っていくことが求められています。
- 高齢者の就労意欲や活動意欲に対し、きめ細かく応え支えていく体制づくりを進めていくことは、自らの生きがいや健康維持につながることから、介護予防の点からも効果があります。
- また今後、介護等の専門職の不足が見込まれる中、元気な高齢者が専門職の補助にあたる仕組みも必要です。介護等専門職が行うべきことと、高齢者の補助者が担うことを整理し、役割に応じたマッチングを行う体制づくりのほか、介護等の仕事に対する理解を深めることも重要です。

## 施策の方向性

### ● 高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます ●

■就労支援のあり方について、高齢者の方が働きやすくなるよう、体制づくりを進めるために、区内の高齢者就労支援事業に係る関係機関の役割を明確化し、高齢者の多様な就労希望に沿ったマッチングを進めていきます。

■介護分野等へ的高齢者の更なる就労促進を進めるため、これらの仕事へのハードルを下げるための工夫とすみやかに就労へ結びつける仕組みづくりを進めます。

### ● 関係機関との連携を強化し各々の強みを生かす取組を進めます ●

■高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区いきいきしごとステーション)、シルバー人材センター\*、シニアステーション糀谷(就労支援事業)、シニアクラブなど、就労や社会参加の機会を提供する多様な機関が連携強化を進めます。そのことにより、高齢者が知識や経験、技術や能力を活かして就労や地域のさまざまな活動に参加できるような情報提供やきっかけづくり、社会参加の機会拡大を図り、多くの高齢者が社会や地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進します。

■いきいき高齢者入浴事業やシニアクラブへの支援の実施により、高齢者の閉じこもり防止や、健康の増進、ボランティアの参加の増加、生きがいづくりなど、社会参加に寄与できる活動を推進します。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区いきいきしごとステーション)の 充実 (高齢福祉課)

- ・高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区いきいきしごとステーション)への運営費補助を通じ、高齢者が就労や地域のさまざまな活動に参加できるよう情報提供やきっかけづくりを進めます。
- ・概ね55歳以上のプレシニアの方を対象に、就労(無料職業紹介)や社会参加活動など、多様な活動を支援していきます。
- ・求職者数 2,140人 就職者数 168人 社会活動相談 419人  
求人開拓件数 2,642件 (令和元年度)

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施</li> <li>・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により高齢者の就職活動を支援し、就職者数の増をめざす</li> </ul>           |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施</li> <li>・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により高齢者の就職活動を支援し、就職者数の増をめざす</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人開拓件数の増加をめざした取組の実施</li> <li>・窓口での相談業務をはじめ、就職面接会や就職に役立つセミナーの開催等により高齢者の就職活動を支援し、就職者数の増をめざす</li> </ul> |

## (2) シニアクラブの活性化

(高齢福祉課)

- ・シニアクラブへの運営費の補助等を通じ、ボランティア活動や健康の増進等、生きがいのある生活を実現し、高齢者の社会参加と地域の活性化を促進します。
- ・クラブ数 158 (休会1含む) ・会員数 15,603人 (令和元年度)

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化</li> <li>・クラブ活動の広報等の強化等による会員数の増加の支援</li> </ul>                                   |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化</li> <li>・クラブ活動の広報等の強化等による会員数の増加の支援</li> <li>・シニアクラブの手引きの改訂</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会役員への支援を通じたクラブ活動の活性化</li> <li>・クラブ活動の広報等の強化等による会員数の増加の支援</li> </ul>                         |

## (3) シルバー人材センターへの支援

(高齢福祉課)

- ・公益社団法人大田区シルバー人材センターへの運営費の補助等を通じ、自らの能力や経験を活かして働きたい高齢者や、短時間労働を希望する高齢者が働く機会を確保するとともに、高齢者の地域社会への貢献を進めます。
- ・会員数 3,114人 就業率 62.91% 受託件数 18,201件 (令和元年度)

## (4) シニアステーション糀谷(就労支援事業)

(高齢福祉課)

- ・シニアステーション糀谷のプレシニア(55歳以上の中高年者)に対する就労支援事業等の実施を通じて、高齢者が働く機会や社会参加の機会を拡大していきます。また、必要に応じて就労前・後の伴走型のサポートによる支援など、きめ細かな支援を実施します。
- ・相談件数 157件 (令和元年度)

## **(5) いきいき高齢者入浴事業**

**(高齢福祉課)**

- ・入浴証を発行し、公衆浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や地域でのふれあいを推進し、閉じこもり防止を図ります。
- ・いきいき高齢者入浴事業については、より事業効果を高める工夫を重ねていきます。
- ・入浴証引換人数 27,999人 延利用回数450,248回 (令和元年度)



## 現状と課題

- 大田区の「介護予防・日常生活支援総合事業」では、高齢者が自らの力で生活を営み、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、自立に向けた介護予防の取組をサポートする体制づくりを進めてきました。
- サービス提供事業者やボランティアに対しては、研修等を通じて、大田区の総合事業の考え方の統一を図るとともに、介護予防のスキルアップに努めてきました。また、居宅介護支援事業所に対しては、地域包括支援センターを中心に、研修や講習会を通じてケアマネジメント力の強化を図ってきました。
- 第8期もサービス提供事業者やボランティアなど担い手の拡充に努めます。また、居宅介護支援事業所のケアマネジメント力の向上をめざし、研修等を実施します。
- 今後も、介護保険法の改正など国の動向を注視しつつ、より使いやすく効果的な制度となるよう、引き続き取組を進める必要があります。

## 施策の方向性

- **介護予防・生活支援サービス事業による自立支援をめざします** ●
- 要支援者や基本チェックリスト\*による事業対象者に対して、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスなどを提供し、高齢者が自立した生活を継続することができるよう体制を整備します。
- 居宅介護支援事業所を対象に実務的な研修を実施し、ケアマネジメント力の向上を図ります。
- サービス事業者や利用者等に対し、広く総合事業の考え方を周知し、理解を深めることにより効果的な事業実施につなげます。
- 国の動向を注視し、適切かつ迅速に対応できるよう柔軟な事業運営体制を構築します。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 多様なサービスの充実

(高齢福祉課)

- ・運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上を目的とする介護予防プログラムを実施します。
- ・利用者の自助を前提に、専門職が共に行う生活援助（一部身体介助）によって自立した生活を送るための支援を行います。（生活力アップサポート）
- ・専門職により、機能訓練に特化して運動機能の維持・改善に取り組み、自立した生活に戻すための支援を行います。（はつらつ体力アップサポート）
- ・専門職により、利用者の生活機能向上につながるサポートを行います。（いきいき生活機能アップサポート）
- ・通所型（専門職） 利用件数 25,744 件 (令和元年度)
- ・訪問型（専門職） 利用件数 10,999 件 (令和元年度)

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・生活支援サービス事業の実施</li> <li>(1)通所型サービス (2)訪問型サービス</li> <li>・サービス提供事業者研修の実施</li> </ul>           |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・生活支援サービス事業の実施</li> <li>(1)通所型サービス (2)訪問型サービス</li> <li>・サービス提供事業者研修の実施</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・生活支援サービス事業の実施</li> <li>(1)通所型サービス (2)訪問型サービス</li> <li>・サービス提供事業者研修の実施</li> </ul> |

### (2) 住民主体のサービスの拡充

(高齢福祉課)

- ・高齢者の多様な生活ニーズを支援し、住み慣れた地域で自立した生活を維持することができるようボランティアによる支援を行います。
- ・絆サポート（住民主体の生活支援）の担い手の拡充を図ります。
- ・利用件数 2,991 件 (令和元年度)

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・絆サポート（住民主体の生活支援）の実施</li> <li>・地域ボランティア研修の実施</li> </ul>           |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絆サポート（住民主体の生活支援）の実施</li> <li>・地域ボランティア研修の実施</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絆サポート（住民主体の生活支援）の実施</li> <li>・地域ボランティア研修の実施</li> </ul> |

### (3) リハビリ等機能訓練専門職との連携

(高齢福祉課)

- ・身体機能の改善が見込まれる高齢者に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、短期集中的な機能訓練の実施により早期回復に向けた支援を行うとともに、閉じこもりを防ぎます。(元氣アップリハ)

・利用件数 1,060 件 (令和元年度)

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 令和3年度 | ・元氣アップリハ(訪問型短期機能訓練)の実施       |
| 令和4年度 | 継続<br>・元氣アップリハ(訪問型短期機能訓練)の実施 |
| 令和5年度 | 継続<br>・元氣アップリハ(訪問型短期機能訓練)の実施 |

### (4) 自立に資する介護予防ケアマネジメント

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、区は研修等を通じてケアマネジメント力の強化を図ります。

### (5) 介護予防応援事業

(高齢福祉課)

- ・介護予防に取り組む高齢者と、それを支援する事業者の効果的な取組を表彰することを通じて、介護予防の重要性の普及啓発及び利用者と事業者のモチベーションの向上を図ります。

・エントリー事業者数 25 チーム 優秀な取組 5 チームを表彰 (令和元年度)

## 現状と課題

- 実態調査の結果では、65歳以上の高齢者で自らの健康状態を「とてもよい」「まあよい」と回答した人は、約8割にのぼりました。
- 高齢者が元気を維持し、要介護状態になることを予防するには、フレイル（心と体が虚弱になる状態）を予防する取組が重要です。高齢者が自発的に元気維持・介護予防に取り組むことができるよう、区は各種体操教室や認知症予防講座など様々な一般介護予防事業を展開しています。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅等にこもりがちになり動かなくなることでフレイルや要介護状態に陥りやすくなっています。このため、自宅でも取り組める活動の普及や、情報通信機器の積極的な活用など、新しい生活様式に対応した介護予防事業の充実を図る必要があります。
- また、地域の方が担い手の中心となる「通いの場」を確保することで、介護予防を通じた高齢者間の交流を促進するとともに、あらたな担い手の育成へとつなげていく必要があります。加えて、通いの場への参加がない人を把握すると共に、地域の方等と連携し必要な支援につなげる取組が求められています。
- 効果的・効率的な介護予防事業の実施のため、PDCAサイクルに沿った事業の実施を進めるうえで、データに基づく施策形成の実践に向けた検討を進める必要があります。また、保健事業と一般介護事業との連携が求められています。

## 施策の方向性

- **介護予防事業の効果的な実施を推進します** ●
  - 高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるとともに、活動の継続を促進するため、感染症対策の徹底を図りながら体操教室等の介護予防講座を実施します。
  - 体力にあわせ、運動強度を考慮した体操教室の開催や文化的講座の開催など、フレイル予防に効果的な事業を実施します。また、動画を活用した体操教室など、新たな手法を用いた介護予防事業の実施に向けて検討を進めます。

## ● フレイル予防の拡充を図ります ●

- 地域特性に応じた地域の活動に、フレイル予防の三要素の「運動・栄養・社会参加」が充足される活動を増やしていく「おおたフレイル予防事業」を推進していきます。
- フレイルの進行を遅らせ、健康寿命を延伸するため、介護予防の大切さを積極的に周知し、地域への普及を推進していきます。

## ● 多種多様な通いの場の創出（普及・啓発）を進めます ●

- 地域の方が担い手となる通いの場を確保し、介護予防を通じた利用者間の交流を促進し、新たな地域づくりへの発展をめざします。その結果、筋力の維持・向上にとどまらず、地域とのつながりを深め、お互いに支え合う関係づくりにも発展していくことにもつながります。区は、通いの場の拡充に対するサポートを引き続き推進します。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 介護予防普及啓発事業

(高齢福祉課)

- ・高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるとともに、活動の継続を促進するため、介護予防事業を実施します。実施にあたっては、施設の感染症対策を徹底するとともに、情報通信機器を活用し、動画配信などによるリモート型体操教室の開催や交流事業など、従来の参集型事業とは異なる手法による事業の創設を検討します。
- ・参加者数 延 79,802 人 (令和元年度)

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 令和3年度 | ・介護予防普及啓発事業（膝痛・腰痛ストップ体操等）の実施       |
| 令和4年度 | 継続<br>・介護予防普及啓発事業（膝痛・腰痛ストップ体操等）の実施 |
| 令和5年度 | 継続<br>・介護予防普及啓発事業（膝痛・腰痛ストップ体操等）の実施 |

### (2) おおたフレイル予防事業

(高齢福祉課)

- ・区報やホームページを通じて介護予防の取組の重要性を周知します。また、フレイル予防講座を開催し、介護予防に取り組む地域の担い手の拡充に努めます。

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイル予防講座の実施</li> <li>(1)フレイル予防実践講座</li> <li>(2)フレイル予防リーダー養成講座</li> <li>(3)フォローアップ講座</li> </ul>                                    |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイル予防講座の実施</li> <li>(1)フレイル予防実践講座</li> <li>(2)フレイル予防リーダー養成講座</li> <li>(3)フォローアップ講座</li> <li>・フレイル実態調査の実施</li> </ul>    |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイル予防講座の実施</li> <li>(1)フレイル予防実践講座</li> <li>(2)フレイル予防リーダー養成講座</li> <li>(3)フォローアップ講座</li> <li>・講座参加者の取組発表会の開催</li> </ul> |

**(3) 地域リハビリテーション活動支援事業** (高齢福祉課)

- ・地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議や区民等が運営する通いの場等へ、リハビリテーション専門職を派遣します。

- ・派遣件数 131件 (令和元年度)

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業の実施</li> </ul>           |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業の実施</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業の実施</li> </ul> |

**(4) 地域介護予防活動支援事業** (高齢福祉課)

- ・介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行います。

- ・ボランティアポイント制度事業等 参加延 5,320人 (令和元年度)

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護予防活動支援事業の実施</li> </ul>           |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護予防活動支援事業の実施</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護予防活動支援事業の実施</li> </ul> |

### (5) 一般介護予防事業評価事業

(高齢福祉課)

- ・一般介護予防事業の実施効果の検証を行い、事業の進め方の見直しにつなげます。
- ・体力測定会等 参加延 238 人 (令和元年度)

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 令和3年度 | ・一般介護予防事業評価事業の実施       |
| 令和4年度 | 継続<br>・一般介護予防事業評価事業の実施 |
| 令和5年度 | 継続<br>・一般介護予防事業評価事業の実施 |

### (6) 通いの場の確保

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・地域の方が主体となる介護予防の通いの場を拡充していくことは、地域とのつながりを深め、お互いに支え合う関係づくりにも発展していくことにもつながります。区は、地域包括支援センターや関係機関と連携し、通いの場の立上げ・継続に向けたサポートを引き続き推進します。

### (7) 高齢者の保健事業と一般介護予防事業との一体的実施に関する取組の推進

(国保年金課・高齢福祉課・健康づくり課)

- ・高齢者の保健事業については、心身の特性に合わせて事業を実施できるよう法整備されたことに伴い、介護予防の取組等と合わせ、実施に向けて関係各所との連携を図り、実施方針の策定等の取組を進めます。

## 基本目標 2

地域のつながりにより互いにたすけあいながら暮らせるまち

施策名

4

### 多様な主体が参画する地域づくりの支援

#### 現状と課題

- 介護や支援が必要となったとき、介護サービスや家族等の支援を受けながら住み慣れた自宅・地域で暮らし続けたいと多くの高齢者が望んでいます。
- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加が一層進むと、家族介護者による支援や介護保険法に基づき全国共通の基準で提供される介護サービスだけでなく、日常生活上の困りごとへの支援が必要となります。
- 地域ささえあい強化推進員\*をはじめとする福祉コーディネーター等の働きかけにより、地域の通いの場やグループの立ち上げ、活動継続が進み、フレイル予防や見守りの取組が定着しつつあります。
- その一方で、新型コロナウイルス感染症拡大によりこれまでの取組の継続が難しくなり、新しい生活様式のもとでの事業・サービスのあり方や進め方については、変化を求められています。従来の考え方を見直し、新たなサービスや仕組みづくりを進め、NPO、民間企業、地域団体等による継続可能な、高齢者の生活を支える社会資源の開発・育成、ネットワーク強化等を行うことが必要です。
- 地域におけるささえあいを進めるため、高齢者を中心に様々な主体や多世代が集まる場が必要です。まず顔を合わせることから始め、活動につなげていくため、地域の集い・いこいの場だけでなく、介護予防や趣味活動、交流活動等ができる場を区内に広げていく必要があります。



## 施策の方向性

### ● 地域支え合い推進事業（生活支援体制整備事業）の充実を図ります ●

- 地域の住民によるささえあい、たすけあいの関係づくりを推進します。
- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体が生活支援サービスを提供する体制整備を進めます。
- 地域ささえあい強化推進員が軸となり、高齢者の生活を支える社会資源の情報収集、高齢者へのコーディネート、ネットワークづくり、社会資源の開発・育成をさらに推進していきます。

### ● コーディネーターの機能・連携強化を図ります ●

- 地域づくりには、地域ささえあい強化推進員をはじめ福祉コーディネーターの連携が不可欠です。そのため、日々の業務や研修等の機会を通じて、お互いの関係性を深め、複層的な支援体制の強化を図ります。
- 福祉コーディネーターの役割整理・明確化と地域情報の集約体制の強化を進めます。
- 高齢者が社会参加を通じて繋がりを持てる地域をつくるため、地域で自主的に活動する団体やグループをサポートします。
- 認知症カフェや体操教室など、地域の通いの場の立ち上げ支援を行います。

### ● 高齢者を中心とした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します ●

- 地域の多様な主体が集い、活躍できる拠点づくりを進めます。
- 現在の老人いこいの家の機能をはじめ、シニアステーションや複合施設等各施設についてもそれぞれの強みを生かした役割分担の整理を行うなど、施設のあり方を検討します。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 老人いこいの家等の機能のあり方検討

(高齢福祉課、地域力推進課)

- ・老人いこいの家や区民センター併設のゆうゆうくらぶは、地域の高齢者のいこい・集いの場、交流・レクリエーションの場として機能してきましたが、今後、地域共生社会の実現に向けた動きの中、介護予防の場としての機能強化も含め、居場所のあり方など検討を進めます。
- ・そのため「(仮称) あり方検討会」を設置し、施設の老朽化も視野にいれながら、今までの各施設の機能や果たしてきた役割をふまえ、今後の各施設に必要な機能を検討します。

### (2) シニアステーション事業の推進

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターとの一体的な運営により、高齢者の元気維持から介護が必要になった時までの切れ目のない支援を提供します。
- ・習字・ヨガ・着付け等のスペシャリストによる様々な講座を開催します。  
趣味仲間ができたなら自主グループへと移行を促し、新たな通いの場としていきます。  
また地域の多世代交流の場として、気軽に利用できるカフェを開催します
- ・シニアステーション設置 5か所 (令和元年度)

### (3) 生活支援サービスの体制整備

(高齢福祉課・福祉管理課)

- ・高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による生活支援サービスが提供される体制を整備します。
- ・地域ささえあい強化推進員を配置し、地域での支え合いの活動の機運を醸成します。
- ・専門研修や勉強会を通じてスキルアップや認識の統一を図ります。
- ・社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し活動していきます。
- ・地域ささえあい強化推進員配置 6名 (令和元年度)

## 現状と課題

- 支援や介護が必要となっても地域で暮らし続けられるよう、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携を強化し、きめ細やかな見守り活動を続けられるネットワークの充実に取り組んできました。
- 今後、大幅な増加が見込まれるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の方が、住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、地域で見守る体制について、さらなる強化を図る必要があります。
- また、ひとり暮らしの高齢者は熱中症の発症や悪質商法に狙われるリスクも高いため、これら的高齢者を対象とした予防対策事業を展開し、被害の防止に努めなければなりません。
- そのため、地域の力を活かした様々な機関との連携強化の取組が求められます。

## 施策の方向性

### ● 見守り事業の充実を図ります ●

- 年々増加するひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、生活状況把握の訪問調査などを中心に行うことで、地域包括支援センターを核とした見守り事業の充実を図ります。

### ● 多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます ●

- 支援や介護が必要となっても地域で暮らし続けられるよう、民生委員、自治会・町会、事業所等の連携を強化するとともに、日々の高齢者の暮らしと接点のあるあらたな見守り事業者の参入も積極的に進め、きめ細やかにかつ負担のないゆるやかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組めます。

● **ひとり暮らし高齢者の孤立化防止を進めます** ●

- 区に登録したひとり暮らしの高齢者の生活状況を把握し、適切な見守り活動に活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支えます。
- ひとり暮らし高齢者登録事業、登録された方に対する孤立化防止のためのサービスのあり方について検討します。

施策を支える事業・取組

(1) 高齢者見守りネットワーク事業の充実

(高齢福祉課)

- ・ 高齢者の見守りに関するセミナーの開催などにより、高齢者見守り事業の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携を図り、地域での見守り体制の整備を支援します。
- ・ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等、リスクが高い高齢者に加え、介護・福祉サービスや地域のネットワーク等と関わりがない高齢者の状況把握を進め、きめ細やかな支援を行うなど見守りの充実・強化に向けて取り組みます。
- ・ 高齢者見守りネットワークの重点事業として、熱中症や悪質商法の被害リスクの高い高齢者を対象とした事業を展開し、見守りの強化と周知に努めます。
- ・ 高齢者見守りキーホルダー新規登録者数 4,021人、見守り推進事業者 157事業者

(令和元年度)

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り事業の普及啓発の強化に努め、今後の見守りのあり方を検討</li> <li>・ 見守りキーホルダーの登録・更新の推進</li> </ul>  |
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における見守り体制の向上を図るため、ネットワークの核である地域包括支援センターや見守り推進事業者などの地域の関係機関との連携を強化</li> <li>・ 今後の見守り方法の検討、構築</li> <li>・ 高齢者の状況把握を進め、見守り体制の充実</li> </ul>           |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における見守り体制の向上を図るため、ネットワークの核である地域包括支援センターや見守り推進事業者などの地域の関係機関との連携を強化</li> <li>・ 今後の見守り方法の検討、構築</li> <li>・ 高齢者の状況把握を進め、見守り体制の充実</li> </ul> |

## (2) ひとり暮らし高齢者支援事業

(高齢福祉課)

- ・ひとり暮らしの高齢者を申請に基づき区に登録することにより生活状況を把握し、見守りに活用するなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を支えます。

- ・登録者数 14,511 人 (令和元年度)

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 令和3年度 | ・より効果的な未登録者への勧奨方法の検討、順次実施          |
| 令和4年度 | ・登録要件の見直しを検討、順次実施                  |
| 令和5年度 | ・ひとり暮らし登録情報をさらに有効活用した見守り方法を検討、順次実施 |

## (3) 消費者被害防止の推進

(防災危機管理課・地域力推進課・高齢福祉課)

- ・高齢者の消費者被害の未然・拡大防止のため、高齢者見守りネットワークの重点事業のひとつとして、見守り関係者・関係機関との情報交換を継続的に行い、消費者相談・福祉サービス支援につなげていきます
- ・地域力推進課、防災危機管理課、高齢福祉課との庁内連携（三課連携）により、講演会等の事業を実施していきます。

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | ・特殊詐欺 被害防止啓発チラシの配布、対策用自動通話録音機の貸与<br>・三課連携による講演会等の開催<br>・老人いこいの家等での高齢者を対象にした啓発事業の実施<br>・ひとり暮らし高齢者未登録者への消費者被害防止リーフレット配付<br>・見守り関係者との情報交換       |
| 令和4年度 | 継続<br>・特殊詐欺 被害防止啓発チラシの配布、対策用自動通話録音機の貸与<br>・三課連携による講演会等の開催<br>・老人いこいの家等での高齢者を対象にした啓発事業の実施<br>・ひとり暮らし高齢者未登録者への消費者被害防止リーフレット配付<br>・見守り関係者との情報交換 |
| 令和5年度 | 継続<br>・特殊詐欺 被害防止啓発チラシの配布、対策用自動通話録音機の貸与<br>・三課連携による講演会等の開催<br>・老人いこいの家等での高齢者を対象にした啓発事業の実施<br>・ひとり暮らし高齢者未登録者への消費者被害防止リーフレット配付<br>・見守り関係者との情報交換 |

## (4) 高齢者ほっとテレフォンの実施

(高齢福祉課)

- ・区役所が閉庁している夜間・休日の高齢者や家族等からの相談窓口として、看護師やケアマネジャー\*などの福祉専門職が相談を受ける電話相談を実施します。

- ・相談件数 1,086 件 (令和元年度)

## **(5) 高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業**

**(高齢福祉課)**

- ・ 高齢者見守りネットワークの重点事業として、発症リスクの高い高齢者を対象とした熱中症予防対策事業を展開し、見守りの強化と周知に努めます。
- ・ 今後、熱中症によるリスクはますます高まることが予想されるため、よりひとり暮らし高齢者等必要性が高い高齢者に対する訪問指導や熱中症セミナーの開催などといった予防啓発の取り組みを進めます。
- ・ 区内施設等に気軽に休憩することができる涼み処（クールスポット）を設置し、外出時や自宅内で熱中症にかかるリスクの軽減を図ります。
- ・ 熱中症予防チラシ配布 36,000 枚、経口補水液の配布 10,584 本 (令和元年度)

## 現状と課題

- 近年、全国的に大きな震災、風水害等が発生しています。そのため、高齢者の方の日常生活の心配事として、災害等に関することが多くなっています。これらの災害に対して、自らが意識して備えることや、身近な地域での支え合いを推進するため、防災意識の醸成に必要な情報の提供を関係機関と連携して積極的に行う必要があります。
- 福祉避難所\*の整備においては、震災時だけでなく風水害時も想定し、避難所の運営体制の構築と見直しを交互に進めながら、いざというときに備える必要があります。
- 合わせて、高齢者が避難生活により身体機能・状況が悪化し、フレイルや要介護状態に陥ることを少しでも食い止めるため、避難所における介護予防についても考慮することが求められます。
- 災害発生時、介護事業所・施設(以下「介護事業所等」という。)は、利用者への対応はもとより、その資源を活用して避難者への対応や地域住民への支援を行うことも期待されます。区は、こうした状況を想定し、介護事業所等と災害時における連携体制を構築する必要があります。
- 災害だけでなく、健康面における危機管理についても対応していかなくてはなりません。重篤化しやすい高齢者に対しては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等の拡大防止対策を進める必要があります。日常生活における新たな生活様式の浸透を図るだけでなく、災害時の避難所対応などにおいても感染防止に配慮する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、介護事業所等による安定したサービスが提供されるよう、区は令和2年度に、衛生用品の配付などの新型コロナウイルス感染症対策に要した経費を支援するサービス継続緊急支援金支給事業を創設しました。今後も、介護を必要とする高齢者が安心してサービスを受けられるよう、新型コロナウイルス感染症等の局面に応じた、介護事業所等への適切な支援が必要となります。さらには、新型コロナウイルス感染症を原因とする介護事業所等によるサービスの縮小や、不要不急の外出制限等により、普段のサービスが受けられない要支援・要介護者の心身機能の悪化を軽減していく取組が必要となります。

- 非常時だけでなく、日常生活においても、単身化・高齢化が進むに従い、緊急事態に陥ったときの高齢者への対応も不可欠です。
- 認知症等による徘徊で行方不明・身元不明の状態になる高齢者の増加が予想されます。見守りキーホルダーの番号照会対応等、警察や関係機関とのスムーズな連携ができるよう、これまで緊密な連携体制づくりなど、必要な対応を行ってきました。今後も引き続き、更なる連携強化を進めていく必要があります。

## 施策の方向性

### ● 平常時から災害時・緊急時を想定し、健康面での危機管理に配慮する 視点も持ちながら備える体制づくりを進めます ●

- 高齢者が集まる老人いこいの家や介護予防の通いの場等において防災に関する知識の普及・啓発を重点的に実施して防災意識の醸成を図るとともに、避難行動要支援者\*名簿の登録推進、福祉避難所の体制整備を進めます。
- 名簿は、平常時における地域での高齢者の見守り等に活用します。また、名簿の有効活用の検討と関係機関等への周知を進めます。
- 健康面での危機管理の視点から、新型コロナウイルス感染症等に対する対応策として、新たな生活様式の浸透を図ります。
- 福祉避難所等における感染症予防対策もあわせて進めていきます。
- 災害発生時において、避難の長期化を見据え介護事業所等と区の円滑な情報伝達が行われる体制づくりを支援します。
- 新型コロナウイルスなど、新たな感染症等の影響下においても、介護を必要とする高齢者の心身機能が維持できるよう、介護事業所等の継続的な運営を支援します。

### ● 関係機関との連携を進めます ●

- 認知症等により高齢者が行方不明・身元不明になったときや、要介護高齢者の介護者が感染症や急病等で介護ができなくなった場合等の緊急時には、関係機関との円滑な連携により適切に支援できる体制を確保します。
- 医療と福祉分野、医療機関、国や東京都との連携を図り、地域の感染状況を的確に反映した取組を講じていきます。



## 施策を支える事業・取組

### (1) 福祉避難所等の体制整備

#### (高齢福祉課・介護保険課・福祉管理課・防災危機管理課・感染症対策課・特別出張所)

- ・震災だけでなく、風水害も対象とした大規模自然災害を想定した対策を進めます。
- ・福祉避難所運営マニュアルに沿った支援体制を確立するとともに、訓練を通じてマニュアルの検証を図りながら、実施体制の強化に努めます。
- ・1次避難所や水害時緊急避難場所における要配慮者スペースの円滑な設置・運営に向けて、事前準備の強化に努めます。
- ・福祉避難所における学校避難所における要配慮者スペースの円滑な設置・運営に向けて、事前準備の強化に努めます。
- ・避難所における感染症対策については、高齢者は重症化しやすい傾向にあるため、感染症等の発生時・拡大期など時期に応じた適切な対応が取れるよう、事前の対策・準備を進めます。
- ・介護事業所等と連携し、自然災害を想定した情報伝達の訓練等を通じ、災害に備える体制を強化します。
- ・介護事業所等における施設の安全性や、食料、飲料水、生活必需品、その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認します。

福祉避難所 27 施設

(令和元年度)

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練による検証・改訂</li> <li>・協定福祉避難所の拡充、備蓄の充実</li> <li>・福祉避難所協定の見直し検討</li> </ul>         |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練による検証・改訂</li> <li>・協定福祉避難所の拡充、備蓄の充実</li> <li>・福祉避難所協定の見直し</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練による検証・改訂</li> <li>・協定福祉避難所の拡充、備蓄の充実</li> </ul>                       |

## **(2) 避難行動要支援者名簿への登録推進と利活用** (高齢福祉課・福祉管理課)

- ・避難行動要支援者名簿の周知を図り、名簿への登録を進めます。
- ・名簿を警察や消防、自治会・町会や民生委員、地域包括支援センターに提供して、平常時の見守りなどに活用します。
- ・新たな名簿の活用方法の検討を進め、名簿登録の有用性を周知することでさらに登録者を増やしていきます。

## **(3) 緊急支援体制の整備** (高齢福祉課・地域福祉課)

- ・高齢者に緊急事態が発生したとき、関係機関との連携、見守りキーホルダーの対応等により、夜間・休日を含む24時間の支援体制を確保することで、行方不明・身元不明となった高齢者の早期発見・身元判明を支援します。
- ・介護者の急病等で一時的に介護が困難になった場合などの緊急時に、ショートステイを利用し対応します。
- ・区の緊急支援体制や施策・事業について、警察などの関係機関と情報共有を図りながら連携できる体制を推進します。
- ・緊急ショートステイ ベッド確保数 5床 延利用人数 66人 (令和元年度)

## **(4) 高齢者施設等を活用した防災知識の普及・啓発** (高齢福祉課・福祉管理課)

- ・老人いこいの家やシニアステーションなど、高齢者が集まる場で防災に関する知識の普及・啓発を行います。風水害時における早期避難の重要性や高齢者が自身で備えるべきことを学び、防災意識の醸成を図ります。

## **(5) 介護事業所等への支援** (高齢福祉課・介護保険課・福祉管理課・感染症対策課)

- ・区と介護事業所が連携し、感染拡大防止のためのノウハウや効果的な支援のあり方を情報共有していきます。
- ・感染拡大に伴う制度や運用に関する国や東京都の通知を介護事業所等に周知するとともに、介護現場における状況やニーズを的確に把握し、必要に応じて、国や東京都に情報提供していきます。
- ・新型コロナウイルス等の感染症による影響下においても、介護を必要とする高齢者が心身機能を維持していけるよう、介護事業所等による専門性を発揮した自主的な取組を支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症発生時においても安定的にサービスを継続するための備えとして、事業継続計画(BCP)\*の策定・見直しを介護事業所等に促し、未整備の介護事業所等への支援を行います。

## 基本目標 3

多様なサービスにより安心して自分らしい暮らし方を実現できるまち

施策名

7

### 地域共生社会を見据えた 地域生活を支える相談・支援体制の強化

#### 現状と課題

- 今後、我が国では総人口や高齢者を支える現役世代の人数が減少する中、2040年代には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えます。介護ニーズは75歳から高まるといわれていますが、より介護ニーズの高まる85歳以上の高齢者をはじめ、単身世帯や高齢夫婦のみ世帯、認知症の方など、多種多様な介護ニーズを抱えた高齢者の増加が予測されます。
- 8050問題\*や若年性認知症\*の問題など、従来の手法では対応しにくい課題や問題が発生しています。また、地域の支え合いの基盤が担い手の高齢化等により、その機能を維持することが難しくなっています。
- そうした将来を見据えながら区は現在、団塊世代が後期高齢者となる2025年(令和7年)に向け、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。
- 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスの充実とともに、それぞれのサービスが切れ目なく包括的にコーディネートされるよう、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化に取り組んでいます。
- これらの取組の強化とともに、新しい技術の導入などにより時代に見合った施策の展開が必要になってくるため、区はもちろんのこと、企業や事業者、NPO、大学や研究機関、住民等と連携した取組を進めていくことが必要です。

## 施策の方向性

### ● 地域包括支援センターの機能強化を推進します ●

■地域包括支援センターは、高齢者の総合的な相談支援の窓口であり、地域包括ケアシステムの深化・推進の中核となる機関です。高齢者の個別支援の強化を推進し、高齢者を支える地域づくりを進めるため、大田区の地域力推進の拠点である特別出張所との複合化とともに、複合課題に対する相談支援機能を向上させる取組を進めます。

■地域包括支援センターのサービスの質の向上をめざし、機能強化に向けた取組を評価・支援する体制を充実します。

### ● 地域ケア会議を推進します ●

■高齢者の在宅生活を支えるため、困難事例への対応や自立支援を目的として、関係機関と連携し課題解決を図るための地域ケア会議の開催を推進していきます。

■個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題の抽出・解決に向けた検討を行う地域ケア会議を実施します。

### ● 介護保険の持続可能性を踏まえ、データの利活用に基づく事業の推進を図ります ●

■区の保有する介護・保険・医療等のデータと各種介護予防事業の参加状況・体力測定会の結果等のデータを突合し分析する機能を有するデータベースシステムの構築を進めます。その分析結果を用いて効果的・効率的な、データに基づく事業の構築・推進・展開を図っていきます。

■データに基づく事業推進に必要な環境整備を進めます。

### ● 高齢者の地域での在宅生活を支えます ●

■ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者の方を介護している家族等が地域で安心して生活が送れるよう支援します。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 地域包括支援センターの適正配置

(高齢福祉課)

- ・地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターについて、地域力の拠点である特別出張所との複合化や管轄地域内への設置、地域の高齢者人口に応じた配置を進めます。

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・大森西地区の地域包括支援センターの整備</li><li>・田園調布地区の地域包括支援センターの整備</li><li>・蒲田西地区の地域包括支援センターの整備</li></ul> |
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・蒲田西地区の地域包括支援センターの整備</li><li>・大森西地区の地域包括支援センターの整備</li></ul>                               |
| 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・大森西地区の地域包括支援センターの整備</li><li>・千束地区の地域包括支援センターの整備</li></ul>                                |

### (2) 地域包括支援センターの運営支援

(高齢福祉課)

- ・地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての機能のほか、地域包括ケアシステムの中核機関として、地域ケア会議の開催等を通じて高齢者を支える地域づくりの役割を担っています。今後、さらに多様化・多元化・複雑化する高齢者等の複合課題に対応するため、各地域包括支援センターの相談業務の支援等について検討を進めます。
- ・令和3年度が機能アップ3か年計画\*の最終年にあたるため、3年間の取組の総まとめを行い、地域包括支援センターとして必要な機能のさらなる向上を図ります。
- ・8050問題や若年性認知症支援を視野に、第2号被保険者（40から64歳）へ地域包括支援センターの相談・支援対象者拡大の検討を進めます。合わせて、地域包括支援センターの運営体制の整理・検討を行います。
- ・相談件数 147,499件うち新規6,890件 ケアマネ支援8,711件 法務支援41件  
(令和元年度)

### (3) 介護・医療等のデータの利活用を進めるための体制整備

(高齢福祉課)

- ・区の保有する介護・医療・保険等のデータの利活用に向けて、必要なデータを分析し事業に活用できるよう基盤整備を進めていきます。
- ・個人情報保護については最大限の注意を払い、検討を進めます。
- ・関係各課にEBPM（データに基づく施策形成）の考え方を周知していきます。

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会を設置し、データベースシステムの活用に向けた検討</li> <li>・ データベースシステムのさらなる活用のため職員説明会の実施</li> </ul>       |
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データベースシステムの拡充に向け、活用事例の研究と検討</li> <li>・ データベースシステムの活用のため職員説明会の実施</li> </ul>           |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データベースシステムの拡充に向け、活用事例の研究と検討</li> <li>・ データベースシステムの活用のため職員説明会の実施</li> </ul> |

#### (4) 地域ケア会議の推進

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・ 地域包括ケアシステム構築の手段の一つとして、個別課題の検討から地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を多職種連携により行う地域ケア会議を実施します。
- ・ 地域ケア会議について、個別レベル会議・日常生活圏域レベル会議・基本圏域レベル会議・区レベル会議に区分し、ボトムアップ式に個別課題、地域課題、区全体の課題の解決に向けた検討を行います。
- ・ 個別レベル会議については、困難ケースの解決、自立支援、介護支援専門員の資質向上等を目的に、継続して開催します。
- ・ 日常生活圏域で抽出した地域課題について、解決に向けて地域の関係者による検討を引き続き進めていきます。
- ・ 基本圏域レベルや区レベル会議で基本圏域内の地域課題の解決や区の高齢者施策につながる案件の検討等を行います。
- ・ 実績：個別レベル会議 118回      日常生活圏域レベル会議 45回  
基本圏域レベル会議 8回      区レベル会議 2回      (令和元年度)

#### (5) 高齢者在宅生活支援事業

(高齢福祉課・地域福祉課)

- ・ 在宅の要介護高齢者に対し、介護サービス以外のニーズにも応じ、安心できる在宅生活を支えます。
- ・ 要介護高齢者支援事業（出張理髪・美容、寝台自動車料金の助成、はり・きゅう・マッサージ）については今後の要介護者の増加を見据え、サービスのあり方を検討します。
- ・ そのほか、以下の事業を実施します。
  - ねたきり高齢者訪問歯科支援事業（歯科健康診査、摂食嚥下機能健診）
  - 緊急通報システム事業
  - 紙おむつ等支給事業
  - ねたきり高齢者等寝具乾燥事業

## **(6) 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業**

**(地域福祉課)**

- ・要介護4・5の認定を受け、在宅で家族の介護を受けている方を対象に、家族介護者の精神的・身体的軽減を図るため、ヘルパーを派遣します。
- ・利用の促進を図るため、介護事業者連絡会などの機会を利用し周知を図ります。
- ・利用者数 614人 延利用時間数 7293時間 (令和元年度)

## **(7) 家族介護者の交流の促進**

**(高齢福祉課)**

- ・介護者向け情報誌「ゆうゆう」を発行し、活動している家族会の情報や時節に即した介護関連の知識等を提供し、介護者の精神的負担軽減や孤立の防止に取り組みます。
- ・介護家族会の運営や交流会を支援します。
- ・介護者向け情報誌の発行 年4回 (令和元年度)

## 現状と課題

■今後、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加も予測されます。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期に医療につながり、また必要な支援を受けることができる体制づくりや、予防に向けた取組を強化していくことが必要です。支援については、共生と予防の二つの視点を軸とし、当事者の意見を伺いながら推進していくことが重要であるとされています。

『共生』とは…認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。

『予防』とは…「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

(出典)『認知症施策推進大綱』令和2年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議

■認知症についての区民の理解を深める取組の一つとして、認知症に関する基礎的知識を身に着ける「認知症サポーター」養成や、認知症の方やその家族、地域住民等が気軽に集える場である「認知症カフェ」を開催しています。

■各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを配置し、医療と介護の連携を図りながら、認知症の早期診断・早期対応につなげています。

■認知症地域支援推進員は、地域における認知症支援に関する普及啓発や支援体制の構築を進めています。また、認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員と連携を図り、支援が必要とされる方に早期に関わりを持ち、状況に応じた支援に取り組んでいます。

■65歳になる前に発症する若年性認知症の人と家族への支援については、令和元年度から、区立の高齢者在宅サービスセンターにおいて介護保険を利用する若年性認知症デイサービス事業を開始し、受け入れ人数の拡充を図っています。また、令和2年度には、若年性認知症支援相談窓口を開設し、ご本人や家族が抱える様々な課題解決を図るため関係機関と連携した支援や普及啓発活動に取り組んでいます。



## 施策の方向性

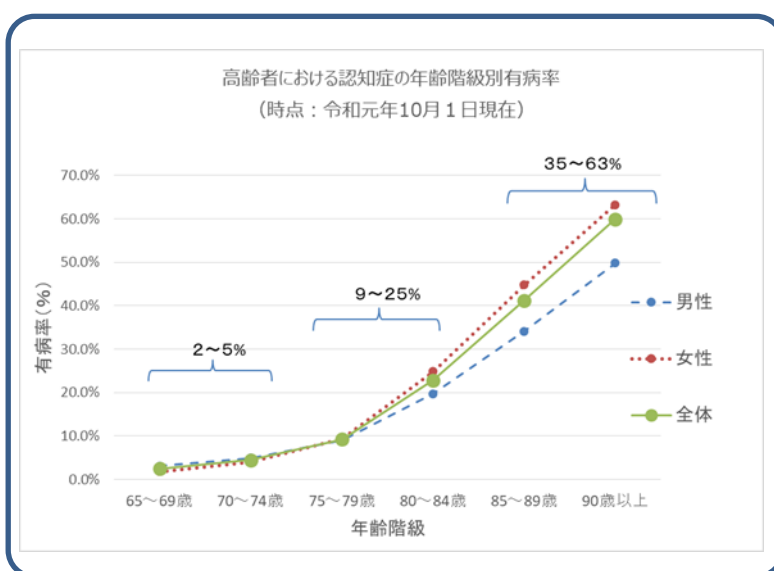
### ● 認知症の共生と予防への理解を深める地域づくりを進めます ●

- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」である「認知症サポーター」になるための養成講座を開催します。
- また、次のステップとして、認知症サポーター養成講座の受講者を対象とした、さらに理解を深める講座や身に着けた知識を実践する場づくりを進めます。
- 子どもから大人まで、あらゆる世代の人が認知症への理解を深め、それぞれができることを自然にお手伝いできるような環境づくりを進めます。
- 本人・家族など当事者の思いや意見を反映させた支援のあり方を検討します。

### ● 早期診断・早期対応のための体制整備を推進します ●

■ ご本人や家族による気づきを促すとともに、早期診断に向けた医療機関との更なる連携強化を図ります。また、より状況に適した支援に速やかにつながる取組を進めます。

■ 認知症サポート医と地域包括支援センター職員による支援チームを各地域包括支援センターに配置し、認知症地域支援推進員とともに認知症の早期診断・対応及び医療・介護連携を推進します。



### ● 若年性認知症施策を強化します ●

- 若年性認知症に精通した専門のコーディネーターを配置した若年性認知症支援相談窓口において、当事者が抱える課題解決に向けた伴走型支援を実施するとともに、関係機関とのネットワークを広げていきます。
- 若年性認知症デイサービス事業とも連携をしながら、ご本人や家族が悩みや思いを語り、共有していくことができる家族会等の立ち上げに取り組みます。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 認知症サポーター養成講座事業

(高齢福祉課)

- ・認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう、認知症高齢者やその家族を日常生活において支援する認知症サポーターの育成を図ります。
- ・養成講座受講者を対象としたステップアップ研修の実施や、地域における見守り活動体制としてのチームオレンジの活動開始に向けた取組を進めます。
- ・サポーター養成講座開催 110回 受講者 2,899人 (令和元年度)

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域団体等が開催する講座への講師派遣や個人参加型の講座開催</li><li>・企業や小・中学校等へのアプローチ</li><li>・ステップアップ研修内容及びチームオレンジ設置に向けた検討</li></ul>       |
| 令和4年度 | 継続<br><ul style="list-style-type: none"><li>・地域団体等が開催する講座への講師派遣や個人参加型の講座開催</li><li>・企業や小・中学校等へのアプローチ</li><li>・ステップアップ研修開催及びチームオレンジ設置に向けた検討</li></ul> |
| 令和5年度 | 継続<br><ul style="list-style-type: none"><li>・地域団体等が開催する講座への講師派遣や個人参加型の講座開催</li><li>・企業や小・中学校等へのアプローチ</li><li>・ステップアップ研修開催及びチームオレンジ設置</li></ul>       |

### (2) 認知症検診推進事業

(高齢福祉課)

- ・早期診断・早期対応のための体制整備を推進するため、令和3年度から、新たな取り組みとして認知症検診推進事業を開始します。
- ・事業対象年齢の方(70歳と75歳)へ認知症に関する知識の普及・啓発をするとともに、認知症検診の受診を勧奨します。
- ・高齢者ご自身でチェックリストを確認し、気になる症状が少しでもある方には認知症検診受診機関での受診を促し、検診結果の状況に応じ、専門医療機関や地域で安心して暮らしていくことができるよう様々な支援につなげる取り組みを進めます。

### (3) 認知症地域支援推進員

(高齢福祉課)

- ・医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携を進める活動や、認知症の方やその家族の意見を伺いながら支援する相談等に積極的に取り組みます。
- ・認知症ケアパス等を活用し、適切な個別支援体制が構築できるように、認知症初期集中支援チームとの連携を強化します。
- ・認知症カフェの開催や、地域の支援機関や見守り体制との連携により、認知症の早期

発見や、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

- ・認知症カフェの運営支援 25 か所 (令和元年度)

#### (4) 認知症初期集中支援チーム (高齢福祉課)

- ・本人等の気づきを促し、早期診断や予防への取組を進め、医療機関と連携した早期対応を軸とする循環型の仕組みを構築する等、医療と介護等が適切に連携し、認知症状の変化に応じて、誰もがそのときの容態にもっともふさわしい場所で必要な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域支援推進員と連携し、対象者が必要とする医療や介護との支援体制構築</li> <li>・医療機関や認知症支援コーディネーターとの連携強化を推進</li> <li>・認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催</li> </ul>           |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域支援推進員と連携し、対象者が必要とする医療や介護との支援体制構築</li> <li>・医療機関や認知症支援コーディネーターとの連携強化を推進</li> <li>・認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催</li> </ul> |
| 令和5年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域支援推進員と連携し、対象者が必要とする医療や介護との支援体制構築</li> <li>・医療機関や認知症支援コーディネーターとの連携強化を推進</li> <li>・認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催</li> </ul> |

#### (5) 若年性認知症の支援 (高齢福祉課・介護保険課)

- ・令和2年度に開設した「大田区若年性認知症支援相談窓口」において、若年性認知症の人や家族の状態に応じ、病院受診に係る支援や社会保障制度利用を含めた今後の生活の相談、就労支援、居場所づくりなど、様々な分野にわたる課題解決に向けて伴走型支援を実施します。
- ・若年性認知症デイサービス事業については、引き続き普及啓発と受入人数の拡充を図りながら、適切な支援を実施していきます。

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・伴走型支援の実施</li> <li>・各関係機関との支援ネットワークの構築推進</li> <li>・若年性認知症に関する普及啓発</li> <li>・若年性認知症デイサービス事業と連携した家族会立ち上げに向けた活動</li> </ul>           |
| 令和4年度 | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伴走型支援の実施</li> <li>・各関係機関との支援ネットワークの構築推進</li> <li>・若年性認知症に関する普及啓発</li> <li>・若年性認知症デイサービス事業と連携した家族会立ち上げに向けた活動</li> </ul> |

|       |  |
|-------|--|
| 令和5年度 | <b>継続</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伴走型支援の実施</li> <li>・ 各関係機関との支援ネットワークの構築推進</li> <li>・ 若年性認知症に関する普及啓発</li> <li>・ 若年性認知症デイサービス事業と連携した家族会立ち上げに向けた活動</li> </ul> |
|-------|--|

**(6) 認知症高齢者支援事業** **(高齢福祉課)**

- ・ 「大田区認知症サポートガイド(認知症ケアパス)」等を活用し、認知症に関する知識や支援のための施策を広く区民に周知し、地域のネットワークを活用して、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制を整備します。

**(7) 認知症予防の促進(一般介護予防事業)** **(高齢福祉課)**

- ・ 日常生活において、認知症を予防するための講座や体操を実施します。
- ・ 有酸素運動を取り入れることが認知症予防に効果があるといわれていることから、考えながら身体を動かす「フリフリグッパ体操」や「室内ウォーク」などを行います。

**(8) 認知症支援コーディネーター事業** **(高齢福祉課)**

- ・ 東京都認知症疾患医療センターと連携しながら、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが取り組む個別支援を支えます。

**(9) 大田区行方不明高齢者等情報配信事業(高齢者見守りメール)** **(高齢福祉課)**

- ・ 配信メールを受信する協力者(登録者)を増やし、認知症の人を地域で見守る体制を強化します。
- ・ 見守りメールを活用した、「高齢者見守り訓練」を実施(モデル地域)し、認知症への理解を深め、対応方法を学ぶことにより、認知症にやさしい地域づくりを進めます。

**(10) 認知症グループホーム家賃等助成事業** **(介護保険課)**

- ・ 認知症グループホームの入所にあたり、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な要介護状態の低所得者を受け入れる事業所への助成事業を普及拡大し、利用促進を図ります。

## 現状と課題

- 地域包括ケアシステムの基盤となる住まいについては、高齢者が可能な限り自らの生活ニーズに合った住まいで必要に応じて生活支援サービス等を受けながら生活できるよう、適切な情報提供を行っています。また、新たな住まいが必要になったときに確保できるよう、適切な支援を行える体制整備が必要です。
- そのため、居住支援協議会\*の充実や、あらたな「自宅」としての施設などの整備を進めていくことが求められます。
- このほか、高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給し、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進のため、シルバーピア\*の設置・管理や住宅に困窮する高齢者のため区が借り上げた民間アパートを活用することで生活の安定を図る、高齢者アパートの管理などの事業を実施しています。

## 施策の方向性

### ● 高齢者の住まいの確保支援を進めます ●

- 住まいは、安心して地域で暮らすために必要な要素であり、生活の基盤となるものです。その確保及び確保に必要な支援について、関係機関と連携しながら充実を図っていきます。
- 単身高齢者の増加に伴い生活支援サービスの需要も増えてくることが予想されるため、住まいとともに生活支援サービスが一体となって提供される環境整備を進めます。
- 住み替えが必要になった場合には、原則として民間賃貸住宅への転居に向けた支援を行います。これによっても新たな住まいを見つけられない高齢者のため、住まいのセーフティネットとしてシルバーピアや高齢者アパートを一定数供給していきます。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 居住支援協議会の充実

(建築調整課)

- ・高齢者、障がい者、子育て世帯などで、住宅に困窮する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、行政だけでは解決できない課題に不動産関係団体や居住支援団体等との協働により取り組み、居住支援施策の充実を図ります。
- ・住宅確保要配慮者に対する理解促進や住宅セーフティネット制度の周知・普及等に取り組みます。
- ・相談対応実績をもとに、入居者・貸主双方の安心・安全を確保する居住支援施策について、関係者が連携し、課題整理や支援の在り方等について検討していきます。
- ・令和元年9月 大田区居住支援協議会設立

### (2) 住宅確保支援事業

(建築調整課)

- ・住宅に困窮する住宅確保要配慮者に対し、不動産関係団体の協力を得ながら、民間賃貸住宅への入居を支援します。また、家賃等債務保証会社、緊急通報サービス等を利用する場合、保証料及び利用料に要する費用の一部を助成することにより、民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図ります。
- ・住宅確保要配慮者の相談に応じ助言を行うとともに、引き続き協力不動産店リストの更新・拡充に取り組みます。
- ・相談事業実績（令和元年度）  
協力不動産店リスト配布枚数 354 枚 家賃保証料助成 7 件

### (3) 生活支援付すまい確保事業

(高齢福祉課)

- ・住宅確保支援事業で入居契約に至らなかった高齢者に対して、物件紹介や現地内覧・契約手続きの同行支援等、さらに寄り添った支援を行います。
- ・電話や訪問による見守りなどの生活支援を行い、貸主が安心して物件を提供できる環境を整え、円滑な入居契約につなげます。
- ・申し込み件数 54 件 入居契約成立件数 8 件 (令和元年度)

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | ・見守り支援についてより効果的・効率的な方法を検討（事業開始からの電話と訪問による取組み方法を整理）  |
| 令和4年度 | ・見守り支援について可能な部分の効率化（福祉的な個別支援対応は残す）                  |
| 令和5年度 | ・障がいや低所得などの重複した障壁がある方へのより効果的な支援策を検討（他の支援事業との整合性を図る） |

#### (4) 高齢者住宅改修への支援

(地域福祉課)

- ・高齢者の在宅生活を支援するため、住宅改修費の助成を行い、生活の質の向上、介護者の負担軽減を図ります。
- ・総件数 55 件 (浴槽取替 44 件、便器の洋式化 11 件) (令和元年度)

#### (5) シルバーピア・高齢者アパートの供給

(高齢福祉課)

- ・高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給することにより、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ります。
- ・立ち退き等の理由により住み替えが必要となったにも関わらず、新たな住まいを確保できない高齢者のため、シルバーピアや高齢者アパートを供給します。
- ・シルバーピアに高齢者住宅生活協力員を配置し、居住者の日常生活上の相談に対応するなど、安心して生活できる環境を確保します。
- ・管理戸数 (令和元年度)

|         |       |       |      |       |
|---------|-------|-------|------|-------|
| シルバーピア  | 単身世帯用 | 296 戸 | 二世帯用 | 106 戸 |
| 高齢者アパート | 単身世帯用 | 146 戸 | 二世帯用 | 15 戸  |

#### (6) 都市型軽費老人ホームの整備支援

(介護保険課)

- ・所得の多寡により入居先の確保が困難とならないよう、生活面で困難を抱える低所得向け高齢者施設である都市型軽費老人ホームについて、計画期間に2か所の新規整備に向けた支援を行います。
- ・都市型軽費老人ホーム設置か所数 9 か所 (利用定員148人) (令和元年度)

## 現状と課題

## 《多様な介護サービス基盤の整備》

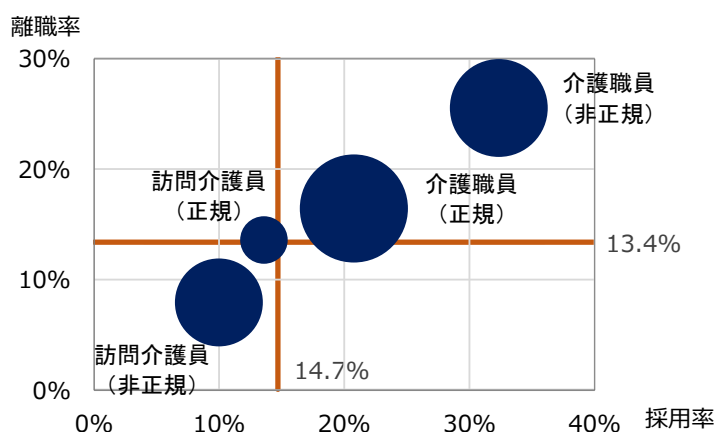
- 区は、要支援・要介護者（以下「要介護者等」という。）の在宅生活の継続を支援し、家族介護者等の負担を軽減する観点から、地域密着型サービスを中心とした居宅サービス、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービス、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設サービスなど、多様な介護基盤を整備してきました。
- 第8期計画期間においては、高齢者人口は横ばいで推移するものの、75歳以上の高齢者の割合が高まり、認知症高齢者や医療と介護の両方のニーズを有する要介護者等の増加が見込まれます。
- 認知症高齢者や要介護者等が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、自宅を中心とする住み慣れた地域での生活を支援するため、日中、夜間を通じたサービス提供を一層充実させていく必要があります。
- 近年、増加傾向にある有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に次ぐ中重度の要介護者の受け皿となっていますが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所を希望する要介護者は、依然、高い水準で推移しています。

## 《業務の効率化・介護人材の確保・定着・育成》

- 令和元年に実施した「大田区介護サービス事業所介護人材等に係る調査」では、67.7%の事業所が介護人材の不足感を感じている状況にあります。また、同調査では、介護職員の採用率は全国平均より高いものの、離職率も高い傾向にあります。
- 介護人材の確保が厳しい中でも、区は、元気高齢者や、外国人人材など介護に関わる多様な人材を確保すると同時に、ICT\*やロボットの活用等による業務の効率化を促進し、安心して働き続けられる環境づくりを支援していく必要があります。



## 1年間の採用率及び離職率



- ・横軸を採用率、縦軸を離職率とし、正規非正規別各職種の値の交点に円を表示した。円の大きさは職員数を表します。
- ・グラフ中の縦線は全国における2職種合計の採用率14.7%、横線は全国における2職種合計の離職率13.4%を表します。
- ・訪問介護員については、全国及び大田区とも「訪問介護員」と「サービス提供責任者」を含みます。下記表は大田区における正規・非正規別各職種別の採用率・離職率、職種別の職員数です。

|        | 採用率   | 離職率   | 職員数   |
|--------|-------|-------|-------|
| 訪問・正規  | 13.6% | 13.6% | 529   |
| 訪問・非正規 | 10.0% | 7.9%  | 1,801 |
| 介護・正規  | 20.8% | 16.4% | 2,722 |
| 介護・非正規 | 32.3% | 25.5% | 2,229 |

出典 全国：令和元年度介護労働実態調査「事業所における介護労働実態調査」（公益財団法人介護労働安定センター）  
大田区：「令和元年度大田区介護サービス事業所 介護人材等に係る調査」（大田区福祉部）

### 《自立支援・重度化防止に資する介護サービス》

- 第1号被保険者の要支援・要介護認定率を5歳ごとの年齢区分により、令和2年度と平成29年度を比較した場合、全ての区分において改善しています。（○ページ参照）しかし、65歳以上の高齢者が、要支援・要介護認定を受ける平均年齢（65歳健康寿命）を東京都と比較した場合、男女とも東京都平均をやや下回っています。（○ページ参照）
- 理学療法士等の訪問看護や通所介護事業所における機能訓練等は、幅広く利用されている状況にありますが、訪問及び通所リハビリテーション事業所における利用率を東京都と比較した場合、その利用率は低い状況にあります。こうした状況を踏まえ、介護予防・重度化防止に向けた普及啓発とともに質の高いサービスが提供されるよう、介護事業所への継続的な支援が必要となります。

### 《医療と介護の連携》

- 高齢化の進展や地域医療構想による病床の機能分化・連携により、在宅医療の需要は、大きく増加する見込みです。区は、高齢者が住み慣れた地域で必要な医療を受けながら安心して暮らせるよう、地域における医療機関の情報提供に取り組み、在宅医療の相談支援の拠点である在宅医療相談窓口\*を、専門職だけでなく、区民も利用できるよう拡充しました。
- 在宅医療への理解を深めていくため、「在宅医療ガイドブック」の周知等に取り組んでいますが、実態調査では、在宅医療について「どのような医療が受けられるかわからない」、「夜間・休日の対応がしてもらえないと思う」といった回答も多く、区民への理解促進の取組が一層必要です。

■区は、高齢者の在宅療養を支える医療・介護関係者によるネットワークづくりを進めていますが、それぞれの保険制度が異なることから、関係者同士の相互理解や在宅療養者に関する情報が共有できていないなどの課題があります。こうした課題に対応するため、医療・介護関係者等の情報共有を図るツールとして、令和2年度に作成した試作版の「在宅医療連携ノート」の本格運用に取り組む必要があります。

### 《仕事と介護の両立支援》

- 親や家族の介護のために、やむを得ず仕事を辞めざるを得ない介護離職者の増加が懸念されています。実態調査において、今後、介護する立場になる可能性が高いと答えた就労者の約4割は、職場における介護の支援制度を把握していないと回答しており、地域包括支援センターや介護保険制度に対する認知度は低くなっています。
- こうした状況を踏まえ、区内企業・事業所における仕事と介護の両立支援に向けた職場環境への支援や、現役世代等への介護保険制度の普及啓発が課題となります。

## 施策の方向性

### ● 多様な介護サービス基盤を整備します ●

- 医療及び介護ニーズを併せ持つ中重度の要介護者が、在宅での生活を継続していけるよう、地域密着型サービスを中心とした居宅サービスの整備を進めます。
- 認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症グループホームの整備を進めます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所の必要性の高い中重度の要介護者の申込状況のほか、中重度の要介護者の受け入れが進んでいる有料老人ホーム等の整備状況を踏まえ、中長期的に整備を進めます。

### ● 業務の効率化・介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を進めます ●

- 介護事業所における業務の効率化を促進するため、業務の細分化・再整理を行った上で、元気高齢者など多様な人材の確保・活躍や、ロボット・センサー・ICTの導入、活用に向けた取組を支援します。
- 介護サービスに係る文書の削減・標準化等に向けた支援や、ICT等を活用した研修の開催など、事業所の負担軽減に資する取組を進めます。

■次世代を担う高校生・学生等に介護の仕事の必要性・魅力を認識してもらうための働きかけを行います。また、介護未経験者や転職者等に向け、「大田区の介護現場で働く魅力」を多様なイベント等を通じて発信します。

■外国人人材については、外国人と介護事業者の双方に必要な支援を講じ、その受入を着実に推進します。

■介護事業所における業務の効率化に向けた取組や、介護人材の過不足状況等を継続的に調査・分析する体制を構築し、効果的な事業者支援につなげていきます。

### ● 自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします ●

■国が示す「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、重点的かつ効率的な実地指導を行います。

■質の高いサービスが提供されるよう、介護関連のデータ収集と利活用に取り組み、根拠に基づいた事業者支援を行います。

■医師会等やハビリテーション専門職等との連携を強化し、保健事業と介護予防・重度化防止に向けた一体的な取組を推進します。

### ● 医療と介護の連携を推進します ●

■区民の在宅医療に対する理解をより一層進め、在宅医療を必要とする要介護者や家族が気軽に相談してもらえるよう、在宅医療相談窓口の普及啓発に取り組みます。

■在宅療養者の日常の療養支援、入退院時支援、急変時の対応、看取りの場面において、医療・介護等の多職種の関係者が緊密に連携できるよう、互いに顔の見える関係、話ができる関係づくりを進めます。

■在宅療養者の情報を一元的に管理していく「在宅医療連携ノート」の本格運用をめざし、在宅療養者を支える医療・介護関係者等による円滑な情報共有を図ります。

■入院時の迅速な情報提供や、退院時の多職種カンファレンスへの参加など、医療・介護連携に積極的に取り組む介護支援専門員を支援し、要介護者等への適切なケアにつなげていきます。

### ● 仕事と介護の両立支援に取り組みます ●

■区内企業・事業所における仕事と介護を両立しながら安心して働くことのできる職場環境の取組への関心と認知度を高め、介護離職を予防するための取組を支援します。

- 現役世代が、介護をする立場になった場合でも、円滑に介護サービスを利用できるよう、介護保険制度やサービスを利用にあたっての手続き等の普及啓発に取り組みます。

## 施策を支える事業・取組

### 《多様な介護サービス基盤を整備します》

#### (1) 地域密着型サービスの整備支援 (介護保険課)

- ・中重度の要介護者の在宅生活を支援するため、2事業所の(看護)小規模多機能型居宅介護、3事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を支援します。
- ・既存事業所数 (令和元年度)
 

|                  |      |
|------------------|------|
| (看護)小規模多機能型居宅介護  | 7事業所 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2事業所 |

#### (2) 認知症高齢者グループホームの整備支援 (介護保険課)

- ・認知症高齢者の安定した生活を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、民間事業者による2か所の認知症高齢者グループホームの整備を支援します。
- ・箇所数及び利用定員数 43か所(813名) (令和元年度)

#### (3) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備支援 (介護保険課)

- ・自宅等での在宅生活が困難になった要介護3以上の要介護者の安定した生活を支えていくため、(仮称)特別養護老人ホーム大森東(令和6年度開設予定)のほか、計画期間において1施設(80床程度)の整備を支援します。
- ・箇所数及び利用定員数 18か所(1,783名) (令和元年度)

### 《業務の効率化・介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を進めます》

#### (1) 業務の効率化に向けた取組 (福祉管理課・介護保険課)

- ・介護事業所における業務の効率化の重要性や、職員の定着促進・離職防止に向けたマネジメント能力、労務管理能力の向上を図る経営者・管理者向けの支援を実施します。
- ・国から示される介護現場における業務の効率化モデル等の情報を普及啓発します。

#### (2) ICT・介護ロボット等の活用・導入 (福祉管理課・介護保険課)

- ・公益財団法人東京都福祉保健財団等と連携し、介護分野のICT・介護ロボット等の実技講習や導入・活用にあたっての補助制度、手続き等の情報提供を行います。

### (3) 介護分野の文書の削減・標準化に向けた取組

(介護保険課)

- ・国の基本方針に基づき、介護事業所の新規指定及び指定更新時における申請様式・添付書類や手続きに係る情報提供と、ICT等を活用したペーパーレスに向けた必要な支援を行います。

### (4) 多様な人材の確保に向けた取組

(福祉管理課・介護保険課)

- ・元気高齢者が「介護助手」として就労参加していく仕組みづくりを進めるため、関係団体や各課が連携し、介護助手を雇用・採用する介護事業所等の環境整備や、介護助手への研修等の実施について検討を進めます。
- ・外国人人材を安心して採用・雇用していくための事業所向け研修と合わせて、外国人のコミュニケーション能力を支援する日本語研修を開催します。
- ・次世代を担う若者が、特別養護老人ホーム等における職業体験を通じ、介護の仕事の必要性や魅力を認識できるよう、教育機関への出張ガイダンスを行います。
- ・ハローワーク大森、大田区介護保険サービス団体連絡会との共催による定例就職面接会等により人材確保を図ります。

おおた介護のお仕事定例就職面接会

(令和元年度)

実施回数 9回 参加法人 62法人 参加求職者数 202人

相談・面接件数 135件 就職人数 27人

- ・多様なイベント等を通じて、介護の仕事の働きがいや介護現場の魅力を発信していきます。

### (5) 介護人材の定着・育成(資質向上)に向けた取組

(福祉管理課・介護保険課)

- ・介護に係るスキルアップや、能力に応じたキャリアアップが図れるよう、サービス種別・職層別・テーマ別の多様な研修を実施します。

介護サービス事業者研修 19回(1,091人)

(令和元年度)

- ・事業所の職場内OJTを支援するため、介護未経験者を対象に汎用性の高い必要なビジネススキル・接遇力の獲得を目的とする研修を実施します。
- ・研修の実施にあたっては、eラーニングによる研修コンテンツの提供やオンライン研修等の基盤整備を進め、介護事業所・受講者の負担軽減を図ります。
- ・介護サービスの質の向上のため、介護事業所が介護職員初任者研修等の研修受講費を負担した場合、受講費の一部を助成します。

## 《自立支援・重度化防止に資する介護サービスをめざします》

### (1) 効率的な実地指導の実施 (福祉管理課)

- ・利用者の生活実態、サービスの提供状況、介護報酬基準の適合状況等を直接確認し、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を推進するため、実地指導の標準化・効率化を進めます。
- ・増加する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等においては、東京都の指導検査の立ち会いや、区民等からの苦情のあった施設への検査等を実施し、当該施設におけるサービスの質の確保を図ります。
- ・実地指導件数 92事業所 (令和元年度)

### (2) サービス向上に向けた情報の提供・公表 (福祉管理課・介護保険課)

- ・介護保険事業者連絡会等において、利用者からの苦情、事故報告書から蓄積した適切なサービスのあり方や事故等の未然防止策を周知するほか、実地指導等により把握した好事例のサービス情報の普及・浸透を図ります。
- ・福祉サービス第三者評価制度\*の普及定着を図り、区民が、介護事業所の利用を検討する際の具体的な情報として活用できるよう受審結果の公表を促します。
- ・受審事業所数 48事業所 (令和元年度)

### (3) 機能訓練・口腔機能向上等に向けた取組 (介護保険課)

- ・「口から食べる幸せを」をコンセプトに、歯科医師会と連携し、区内の介護老人福祉施設における利用者の口腔機能を維持改善し、日常生活動作及び生活の質の向上を図り正しい口腔ケアに関する知識の普及、啓発並びに認識の向上を図ります。
- ・要介護者やその家族に対するリハビリテーションの重要性の普及啓発とともに、ケアマネジャーや介護事業所に対するリハビリテーションに関する理解を深める取組を進めます。
- ・訪問看護事業所における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士や、通所介護事業所における機能訓練指導員等に対し、要介護者等の状態に適したリハビリテーションを提供していくよう働きかけます。

### (4) データ利活用に基づく介護サービスの推進 (高齢福祉課・介護保険課)

- ・介護関連のデータ集積、地域包括ケア見える化システムや国保データベース等の活用範囲を広げ、要介護者等の状態の維持・改善に効果を上げている介護事業所等のサービス状況を分析することにより、介護サービスのさらなる向上を図ります。

## 《医療と介護の連携を推進します》

### (1) 在宅医療の区民への普及啓発

(健康医療政策課)

- ・かかりつけ医の重要性や、在宅医療への区民の理解・認知度を深めるために、在宅医療について分かりやすく説明した「在宅医療ガイドブック」の配布や、区民向け公開講座（くらし健康あんしんネットおおた）を開催し、普及啓発に取り組みます。

### (2) 在宅医療相談窓口の利用促進

(健康医療政策課)

- ・在宅医療相談窓口を広く周知させることを目的に、医療・介護関係者には専門職向けのリーフレットを配布します。区民には定期的な区報掲載のほか、より具体的な記載をしている「在宅医療ガイドブック」を配布し、認知度の向上を図り、窓口の利用促進を図ります。

### (3) 医療と福祉・介護の連携

(健康医療政策課)

- ・令和2年度より試行的に実施している「在宅医療連携ノート」について、使用した関係者からの意見を踏まえ、修正等を行い、効果的な活用につなげていきます。
- ・在宅医療に関するスキルアップを目的とした多職種研修や、病院と地域の医療・介護関係者による交流会等を実施し、在宅医療・介護に係る課題抽出や解決策について検討していく機会を通じて、関係者相互の連携を強化していきます。

### (4) 入退院時における情報連携の促進

(介護保険課)

- ・ケアマネジャーが、要介護者等が入院する医療機関に対し、必要な情報を迅速に提供した際に取得する加算や、退院の際に医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報を得たうえでケアプランを作成する際の加算の取得状況を高めます。

《参考》

|                       |        |        |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 入院時情報連携加算<br>(人口10万対) | 区      | 東京都    | 全国     |
|                       | 66.1回  | 53.3回  | 100.8回 |
| 退院・退所加算<br>(人口10万対)   | 区      | 東京都    | 全国     |
|                       | 260.7回 | 191.1回 | 478回   |

※上記2の加算ともに基準：平成30年度 索引：地域包括見える化システムより

## 《仕事と介護の両立支援に取り組みます》

### (1) 区民に向けた普及啓発

(介護保険課)

- ・多様なイベント等を通じ、幅広い世代に向けて、介護保険制度とともに仕事と介護の両立支援制度の理解促進を図ります。

**(2) 両立支援に向けた区民活動団体による取組の支援** **(介護保険課)**

- ・区内事業所等への東京都の介護休業取得応援事業の案内や、介護に直面した従業員の就業継続を支える各種制度の周知等に取り組む区民活動団体を支援します。

**(3) 両立支援に向けたケアマネジャーへの支援** **(介護保険課)**

- ・研修等を通じ、働きながら介護を行っている家族介護者の不安軽減に資する効果的なサービスの組合せや地域資源等の情報提供を行います。



## 現状と課題

- 区は、「東京都第4期介護給付適正化計画」\*において掲げられた保険者に期待する主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）の標準的な目標等との整合性を図り、大田区における主要5事業の取組を進めてきました。
- 要介護認定の適正化においては、61の合議体で審査判定の基本的な考え方を共有する取組を継続することにより合議体間の平準化は進み、「状態の安定性の評価」に基づく要支援2と要介護1の振り分けの割合が国や東京都と同水準になりました。  
また、認定審査会の簡素化の実施により、申請から認定までの期間が3日程度短縮されました。
- 第8期計画期間では、要介護認定申請件数の増加が見込まれ、認定調査の指定市町村事務受託法人や指定居宅介護支援事業者への委託を拡大していくこととなるため、全国一律の基準に基づく認定の適切な実施をさらに進めていくことが必要となります。
- 平成30年度から大田区居宅介護支援専門員連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメント\*を目的としてケアプラン点検を実施しています。また、ケアプラン点検を通じ、居宅介護支援事業所の管理者等と共に、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有していく仕組みを構築しました。
- 平成30年9月に「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、その普及啓発に取り組んでいますが、基本方針を「日々の業務で実践している」と回答した居宅介護支援事業所はまだ少ない状況です。  
要介護者と介護者双方の自立を支援する観点から、基本方針に基づくケアマネジメントが実践されるよう、継続的に働きかけていくことが必要です。
- 住宅改修・福祉用具の貸与・購入については、リハビリテーションの観点からサービス提供の適正を判断していくことが求められています。関係機関等と連携し、区職員等のリハビリテーションへの理解・知識を深めていく取組が必要となります。

## 施策の方向性

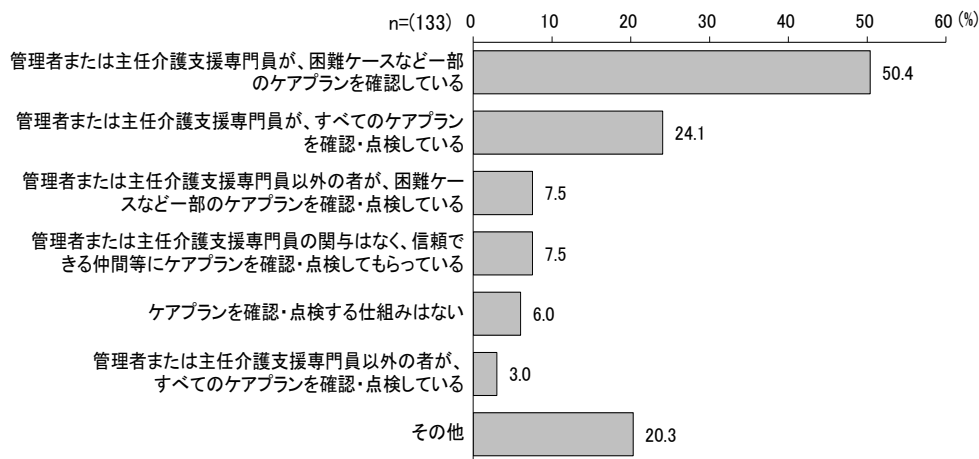
### ● 適切かつ公平な要介護認定に向けた取組を進めます ●

- 審査会委員及び認定調査員並びに事務局職員それぞれが、知識や技術を蓄積し、職務に応じた能力を向上していく取組を強化します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大等の社会状況の変化時においても、安定的に認定手続きを進めていくため、審査会におけるWeb会議の導入などに取り組みます。

### ● 自立支援に資するケアマネジメント力を強化します ●

- 個々の居宅介護支援事業所において自主的にケアプラン点検が実施されていく体制づくりを支援します。
- 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていくよう支援します。
- 要介護者と家族介護者の双方の自立した日常生活を支援していくケアマネジメント力を強化します。

図表 4-1 区内居宅介護支援事業所内における自主的なケアプラン点検の取組



出典：令和2年大田区の居宅介護支援事業所におけるケアマネジメントに関するアンケートより

### ● 適正な介護報酬請求を促し、介護事業所の健全な運営を支援します ●

- 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」と言う。）から提供される給付適正化に係る情報やケアプラン分析システムの活用範囲を広げ、介護事業所からの適切な介護報酬が請求されるよう助言・指導に取り組みます。

- 国保連から提供される適正化情報やケアプラン分析システムの情報を実地指導担当と共有し、効率的な実地指導体制を支援します。

## 施策を支える事業・取組

### (1) 認定調査員研修の実施 (介護保険課)

- ・委託の拡大により、様々な知識・経験を有する者が認定調査を担うことになるため、認定調査が適切に実施されるよう認定調査員研修を適宜開催し、その参加を促します。

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 令和3年度 | 認定調査員研修参加者数 280名程度                   |
| 令和4年度 | 認定調査員研修参加者数 280名程度 ※研修の内容や回数を見直しを検討。 |
| 令和5年度 | 認定調査員研修参加者数 350名程度                   |

### (2) 審査会委員間での認定判定の基本的な考え方の共有 (介護保険課)

- ・審査会での模擬審査の実施、定期的なニュースレターの発行や合議体連絡会の開催等を通じた情報共有により審査会委員の基本的な考え方の共有を図るとともに、Web会議の導入により安定的な審査会運営を実施していきます。

### (3) ケアプラン点検 (介護保険課)

- ・計画期間内に、管内の事業所を一巡するよう、毎年、おおむね60件のアPLAN点検を実施します。
- ・個々の居宅介護支援事業所において、管理者や主任介護支援専門員が中心となってケアプラン点検を実施していけるよう、プランを点検する際のポイントや視点を管理者等がケアプラン点検を通じて習得していく仕組みを構築します。
- ・ケアプラン点検数 94件 (令和元年度)

### (4) ケアマネジャー向け研修 (介護保険課)

- ・研修やケアプラン点検を通じて「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ります。
- ・多くの要介護者等が抱える共通の生活課題や、介護支援専門員の要望に即した多様なテーマによる研修により、介護支援専門員を支援します。
- ・研修の開催にあたっては、インターネットを活用した研修環境を取り入れ、受講者の負担軽減を図ります。

## **(5) 住宅改修・福祉用具点検**

**(介護保険課)**

- ・住宅改修や福祉用具購入の申請においては、利用者の状況及び見積書の点検を行い、必要に応じて事前・事後の現場確認を行います。この際、公益財団法人東京都福祉保健財団と連携し、関係従事者のリハビリテーションへの理解を深めていきます。
- ・申請書点検件数および現場確認件数 (令和元年度)  
福祉用具購入点検数 2,517 件 (現場確認 3 件)  
住宅改修点検件数 1,777 件 (現場件数 4 件)

## **(6) 縦覧点検・医療突合**

**(介護保険課)**

- ・国保連提供の縦覧点検・医療突合リストについては、毎月全件調査を行っている 5 帳票の継続と点検帳票の拡大を図ります。また、国保連合会の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明を活用するなどし、点検技能向上に努めていきます。
- ・点検件数 (令和元年度)  
医療突合 (大田区点検数 279 件 国保連委託分 206 件)  
縦覧点検 (大田区点検数 19,138 件 国保連委託分 2,788 件)

## **(7) 介護給付費通知**

**(介護保険課)**

- ・介護保険サービス利用の内容について、「見やすく、理解しやすい」をめざした給付費通知を作成します。受領者の反応等をもとに、給付費通知の効果や課題の検証を行い、より効果的な通知になるように検討していきます。

## **(8) 給付費実績の活用**

**(介護保険課・福祉管理課)**

- ・国保連のケアプラン分析システムにより抽出した事業所詳細情報、給付詳細情報等を活用し、疑義事業所に対する適切な助言・指導につなげていきます。また、利用頻度が高く、被保険者 1 人当たりの給付月額が高いサービスを抽出し、介護事業者に対して自主点検を行うよう求めます。

## **(9) 効率的な実地指導の実施**

**(介護保険課・福祉管理課)**

- ・国保連から提供される情報や、ケアプラン分析システムより介護報酬の返戻や減額等の請求の多い事業者等を対象とし、効率的な実地指導を推進します。
- ・実地指導の結果又は各種情報から介護報酬の不正受給が疑われる場合、監査に切り替え、機動的に対応します。

## 現状と課題

- 高齢者が認知症等で判断能力が十分でなくなったときも、自らの生命・身体・財産が傷付けられることなく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度\*の活用支援、高齢者虐待防止・対応を確実に進め、高齢者の権利擁護・個人尊重が十分に図られなければなりません。
- 「人生 100 年時代」を迎え、自らの老後のライフプラン（人生設計）を考えることは、健康寿命の延伸に伴い重要な課題となっています。老後への備えが不十分で、本人の意思を家族や支援者と共有できていない場合などは、認知症等により、権利が十分に行使できない状況になる恐れがあります。そのため、事前に自らの意思で主体的に老いじたくについて考え計画できるよう支援していく必要があります。
- 高齢者の虐待にかかる相談は近年、増加傾向にあります。虐待防止及び早期発見のため、高齢者虐待防止についての正しい知識を広めるとともに、高齢者とその家族を支援していく必要があります。

## 施策の方向性

### ● 成年後見制度等の周知・利用促進に努めます ●

- 成年後見制度が必要な方について、早期発見と適切な支援につなぐとともに、本人の意思が尊重され、かつ生活の質の向上につながるよう、関係機関との連携体制の構築を進めます。
- 成年後見が必要な人が必要なときに制度を活用できるよう、制度の普及・啓発とともに、社会貢献型後見人（市民後見人）\*の養成を通して、地域住民同士が支え合う社会の実現をめざします。

### ● 高齢者の尊厳ある生活を支援します ●

- 虐待防止の普及・啓発とともに、高齢者が安心・安全に生活できる環境づくりを進めます。

- 自らの人生を安心して過ごせるまちをめざし、元気なうちからライフプランの設計等、必要な「老いじたく」の準備ができるように支援します

## 施策を支える事業・取組

### (1) 成年後見制度の利用促進

(福祉管理課・高齢福祉課・地域福祉課)

- ・成年後見制度等の利用促進によって高齢者等の権利擁護を図ります。
- ・社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携して「成年後見制度利用促進中核機関」を設置し、成年後見制度の理解や適切な利用促進を図ります。
- ・支援関係者が対応に悩むケースに対して、福祉・法律の専門職による中立的立場から多角的な視点で成年後見制度利用の必要性や適切な支援の内容を検討・確認する「権利擁護支援検討会議」を開催します。また、会議では成年後見人等が選任された後も必要に応じてモニタリングを行い、ご本人や支援者、後見人等とが円滑な人間関係を構築できるよう継続的な支援も行っていきます。
- ・支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう地域連携ネットワークを構築するため、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・整理・仕組みづくりに向け、成年後見制度利用促進のための協議会を開催し、継続的に協議します。
- ・本人や親族が成年後見制度利用の手続きを進められないときは、「区長申立て」などの利用の支援を行います。
- ・社会貢献型後見人（市民後見人）の養成や活動支援を行います。
- ・家庭裁判所申立件数（高齢者） 34 件 (令和元年度)

### (2) 老いじたくの推進

(福祉管理課)

- ・元気なうちから自らの老後について考え・準備するきっかけとなるよう講演会や出前講座を実施するとともに、社会福祉協議会と連携して「老いじたく」に関する総合的な相談に応じる窓口を開設します。
- ・老いじたくに関する相続、遺言、不動産などの具体的な課題に応じるため、専門家による相談会を実施します。

### **(3) 高齢者虐待防止の啓発及び高齢者虐待の対応**

#### **(高齢福祉課・介護保険課・地域福祉課)**

- ・ 高齢者への虐待については依然として増加傾向にあるため、広く区民や介護に従事する方、民生委員などへの周知・啓発や、対応する職員への研修などにより、虐待防止のための周知・啓発の強化を継続して実施します。
- ・ 虐待相談・通報件数                  264 件    (令和元年度)

## 3 計画の進行管理及び評価指標について

### (1) 計画の進行管理にあたっての考え

本計画の進行管理については、P D C Aサイクル\*の考え方に基づき年度単位で実施していきます。具体的には、毎年度の取組について各担当課・係で事業実績のまとめと目標に対する振り返りを行い、浮かび上がった事業実施の課題等については、解決策を次年度の取組として目標に反映させるなどし、それらを毎年報告書としてまとめます。

報告書は、学識経験者や医療・福祉の専門職、地域代表、区民代表等から構成される「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」に提出し、会議の委員の皆様から意見をいただき、課題解決・目標の達成に向け取り組んでいきます。

よって、必要に応じて計画期間内に新規事業の立ち上げに向けた検討、見直しを実施するなど即応力のある執行体制とし、刻々と変化する社会情勢に対応していきます。




### (2) 第8期計画で掲げる評価指標

■評価指標は本計画の進捗状況を把握するもので、取組の効果は推進会議等を通じて地域の皆様と共有します。

■これらの指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに見直しや改善に努めます。

■評価結果及びその他の個別事業の実績等についても毎年度とりまとめ、推進会議で報告し、確認・評価をいただきながら、スパイラルアップを進めていきます。

#### ● 基本目標 1 ●

| 番号 | 指標                            | 設定の主旨                               | 目標  | 施策<br>ページ    |
|----|-------------------------------|-------------------------------------|---|--------------|
| 1  | シニアクラブ会員数                     | 社会活動に参加する高齢者に対する支援の効果・状況を測る         |  | 施策1<br>77ページ |
| 2  | 介護予防の場にリハビリ等の専門職が参画している件数・箇所数 | 効果的・効率的な介護予防の実践に結び付けるため、専門職の関与を強化する |  | 施策3<br>84ページ |
| 3  | フレイル予防講座の参加者数                 | 介護予防に取り組む高齢者や地域の担い手の拡充の状況を測る        |  | 施策3<br>84ページ |



● 基本目標 2 ●

| 番号 | 指標                         | 設定の主旨   | 目標 | 施策ページ        |
|----|----------------------------|---|----|--------------|
| 1  | 地域資源見える化サイトへの地域資源情報の登録数    | 地域の通いの場の状況及び地域ささえあい強化推進員等の福祉コーディネーターの働きかけの状況を確認する |    | 施策4<br>88ページ |
| 2  | 地域ささえあい強化推進員の地域ケア会議への参加数   | 地域ささえあい強化推進員の地域における活動状況を確認する                      |    | 施策4<br>88ページ |
| 3  | 見守りキーホルダー登録者数及び見守り推進事業者登録数 | 見守りキーホルダーの登録者数や見守り推進事業者の登録数の推移から見守りネットワークの充実度を測る  |    | 施策5<br>91ページ |

● 基本目標 3 ●

| 番号 | 指標   | 設定の主旨   | 目標 | 施策ページ          |
|----|--|---|----|----------------|
| 1  | 地域ケア会議個別レベル会議の開催回数<br>・支援困難ケース<br>・自立支援ケース | 地域の方の参画と多職種連携により、地域課題の共有と解決及び自立支援等に向けた取組を推進する |    | 施策7<br>99ページ   |
| 2  | 認知症サポーター養成講座の受講者数                          | 認知症の方とその家族も含めた地域での共生に向け、理解度を深めるため、受講の推進を図る    |    | 施策8<br>104ページ  |
| 3  | 健康寿命の延伸                                    | 要介護2以上の要介護者の介護予防・重度化防止に向けた取組等を確認する            |    | 施策10<br>112ページ |
| 4  | 介護サービス従事者の定着率の向上（離職率の縮小）                   | 介護人材の確保・育成・定着に向けた取組の効果を確認する                   |    | 施策10<br>112ページ |
| 5  | 地域密着型サービスの介護基盤の整備状況                        | 要介護者等の在宅生活の継続を支援するサービスの充実度を測る                 |    | 施策10<br>112ページ |
| 6  | おいじたく事業への参加者数                              | 事業を通じ権利擁護・成年後見に対する区民への浸透度を測る                  |    | 施策12<br>125ページ |

評価指標については、社会状況等を鑑み具体的な数値目標は設定せず、毎年度の事業の実績数字や進捗状況等が、令和元年度実績から改善・レベルアップしていくことを目標とします。

### (3) 計画の進捗管理に活用していく3つの指標

第8期計画の進捗を管理していく指標は、(2)で掲げた9つの指標を基本とし、加えて、全国的に共通する下記の3つの指標についても評価・分析を行い次年度に向けた取組や事業の改善の必要性を「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」等を通じて考察していきます。

#### ■介護保険事業計画上のサービス見込み量等の計画値

本書の第6章「介護保険事業量と事業費の見込み」で掲げた各サービスの見込み量に係る計画値と実績値等を把握するほか、地域包括ケア見える化システム等を活用し、要介護認定率（年齢調整済み）や在宅サービスと施設・居住系サービスのバランス等について、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行い、介護サービスにおける利用状況の把握と要因分析を行っていきます。

#### ■自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

介護保険法第117条に基づき、区市町村は、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標を介護保険事業計画に掲げることが規定されています。

第8期計画は、施策4「一般介護予防の充実」において、自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標を掲げ、施策11「効果的・効率的な介護給付の推進」において、介護給付の適正化に向けた取組と目標を掲げました。両施策の自己評価・分析を行ったうえで取組の結果等を東京都に報告し、その評価結果を公表します。

#### ■保険者機能強化推進交付金等に関する評価指標

平成30年度より区市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、区市町村の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

区は、保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用し、区の実情及び地域課題を分析し、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取組を進めていきます。